

公 示 送 達 書

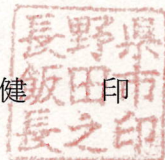
飯田市公告第105号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項及び飯田市税条例（昭和32年飯田市条例第29号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をします。

なお、送達すべき書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、令和8年8月21日に書類の送達があったものとみなされます。

令和8年8月14日

飯田市長 佐藤 健



下記の送達すべき書類は、飯田市総務部納税課に保管してありますから、来庁のうえ受領してください。

記

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者 氏名（名称）
令和7年度固定資産税・都市計画税全期及び令和8年度固定資産税・都市計画税第1期督促状	吉沢 光章
令和7年度固定資産税・都市計画税全期及び令和8年度固定資産税・都市計画税第1期督促状	相続人 吉沢 光章 ほか1名
令和7年度国民健康保険税第11期及び第12期督促状	NGUYEN VAN LOC
令和7年度固定資産税・都市計画税第4期督促状	藤田 正美
令和7年度固定資産税・都市計画税第4期督促状	藤田 正美 ほか1名